

# 日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会 倫理規則

この規則は、日本オーストラリアン・ラブラドゥードル協会(以下、ALAJ という)の会員で、ブリーダーとして認定された者(以下、認定ブリーダーという)に適用されます。

## 第1条

認定ブリーダーは、あらゆる書面や口頭における活動において、オーストラリアン・ラブラドゥードル(以下、AL という)の啓蒙普及を推進すると共に、最新の ALAJ の会員規約と倫理規則を遵守します。

## 第2条

認定ブリーダーは、管理下にある全ての AL を常に守り、適切な住まいと食事、水、運動を与え、必要な時には、適切な病気治療を受けさせます。

## 第3条

認定ブリーダーは、畜犬連盟のメンバーシップを無効に、又は、停止された事はなく、万一、その様なことが新たに起った場合は、その出来事に関する詳細をALAJに速やかに報告すると共に、その指示に従う事を承認します。

## 第4条

認定ブリーダーは、動物に対する何らかの虐待で有罪とされた事はなく、万一、その様なことが新たに起った場合は、その出来事に関する詳細をALAJに速やかに報告すると共に、その指示に従う事を承認します。

## 第5条

認定ブリーダーは、いつでもALAJ理事会の求める犬舎の検査や会計監査に速やかに応じるものとし、それら調査の中で、万一、最新の会員規約と倫理規則に対する違反の発覚した場合は、資格の停止と金銭罰の支払いに応じる事を承認します。

## 第6条

認定ブリーダーは、12ヶ月齢に満たないALの交配妊娠が行われない様に、あらゆる予防策を講じる必要があり、それを行います。

## 第7条

認定ブリーダーは、交配育成を行うAL及びその仔犬達について、慈善もしくは営利目的に拘らず、小売ならびに量販店、卸し売り業者、貿易商社、ブローカー、景品としての提供を前提とした一切の販売を行わない事を承認します。

## 第8条

認定ブリーダーは、通常的生活を送ることが出来ない仔犬や成犬等、生存する事により発生する苦痛を取り除く為に安楽死を行う場合は、事前に獣医もしくは動物行動学者、又は、ドッグトレーナーに相

話し、アドバイスと勧告を受けるとともに実施の際は ALAJ に報告します。

## 第9条

認定ブリーダーは、8 週齢より前の仔犬を販売・譲渡しない事を了承します。

## 第10条

認定ブリーダーは、ペットクオリティーの仔犬を犬舎施設より出す前に必ず避妊・去勢の手術を行う事を徹底し、何らかの理由により、それら手術の不可能な AL についても、6 ヶ月齢までに去勢・避妊手術を行うこととします。また、その証明書を ALAJ に提出することとします。

## 第11条

認定ブリーダーは、飼育及び育成する成犬ならびに仔犬の AL について、健康を維持できる適切な寄生虫駆除とワクチンの接種を行うと共に、仔犬を離乳させます。

## 第12条

認定ブリーダーは、いずれの場合においても AL を引き渡した全ての人に対して、動物の世話と福祉に対する責任を明確に理解し、AL を飼育していく時に必要な心構えを持ってもらう為の努力について最善を尽くします。

## 第13条

認定ブリーダーは、いずれの場合においても AL を引き渡した全ての人に対して、必要とされる食事やトレーニング、病気のケアについての詳細な情報の記載された適切な印刷物等を提供します。

## 第14条

認定ブリーダーは、既に引き渡した AL が、何らかの理由によって飼育継続の困難になった事実を知った場合は、AL を犬舎側へ戻すように勧めるか、新たな飼主探しを支援するものとします。

## 第15条

認定ブリーダーは、ラブラドゥードル・オリジンもしくは AL の品質について、正確に伝えるようにします。ただし、アレルギーフレンドリー、又は、抜毛の少ない事に対する保障については、状況によりその正確性が成立しないことがあります。

## 第16条

認定ブリーダーは、AL について何らかの問題の発生した場合、保証内容に従い、払い戻しや AL の交換を 60 日以内に実施します。但し、交換の場合、代わりの仔犬を期日迄に用意できない場合は、ALAJ に相談することとします。

## 第17条

認定ブリーダーは、AL を引き渡した人や他のブリーダーの質問と要求に、原則として 7 日以内に応じます。

## 第18条

認定ブリーダーは、他のブリーダーや彼らの AL に関する行動について、誠実に対応します。又、世間一般の他のブリーダーに対しては、記述口述いずれの場合も誠実に、尊敬されるよう行動します。

## 第19条

認定ブリーダーは、AL の購入者全員に対して、生命を脅かす遺伝性疾患への健康保障、交換や購入代金の一部もしくは全額返金、モラル的サポートの提供等の補償について記述された、販売契約書の記載内容を誤解の無い様に説明した上で、契約を取り交わします。

## 第20条

認定ブリーダーは、ALAJ に連携を認められていない他の AL 協会、又は、何らかの組織の一般会員になることは出来ませんが、その場合 ALAJ の理事会メンバーとして参加する事は出来ません。

## 第21条

認定ブリーダーは、AL のブリーディングにおいて、同一の雌犬に18ヶ月以内に2回以上の出産をさせないことを了承するものとします。

## 第22条

認定ブリーダーは、AL の雌犬を、獣医師からの証明書なしに5回以上出産させることはしないと、生涯においても最大5回までの出産とする事を了承するものとします。

## 第23条

認定ブリーダーは、AL の雌犬に6歳以降の出産はさせないものとします。但し、6歳の誕生日以前に交配したものについては、その誕生日以降に出産させることは、その限りではありません。

## 附 則

1. この倫理規則は 2012 年 4 月 17 日から実施する。
2. この倫理規則は、一部修正により 2012 年 7 月 23 日から実施する。